明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府令・省令〕
○経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令　一
○労働金庫法施行規則の一部を改正する命令（**内閣府・財務・経済産業**四）　二
○農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令（**内閣府・農林水産**八）　三
〔**告　示**〕
○沖縄振興開発金融公庫法施行令第二条第一号の規定に基づき主務大臣の指定するものを定める件の一部を改正する件（**内閣府・財務**八）　六
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則に基づく国税関係手続に係る個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等を定める件の一部を改正する件（**国税庁**四）　三
〔**人事異動**〕
最高裁判所　三
〔**公　告**〕
諸事項
特殊法人等
中日本高速道路株式会社工事一部完了関係　三九
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、無縁墳墓等改葬、農業協同組合法第六十四条の二の届出関係　四〇
会社その他
会社決算公告　四三

府令・省令

内閣府
財務省
経済産業省令第四号

株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第六十条の二第一項の規定に基づき、経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和二年五月二十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三
財務大臣　麻生　太郎
経済産業大臣　梶山　弘志